平成２５年（フ）第１０６６８号
東京都西東京市下保谷３丁目18―17―102
破産者　槻橋　正幸
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６８０号
埼玉県所沢市東所沢２丁目６番13号　コートビレジ106
破産者　有限会社ミラクル・プライス
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６８１号
大阪府大東市泉町１丁目12―16、開始決定時の住所千葉県千葉市若葉区若松町424―273　コーポベル102
破産者　北原　昇治
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６９１号
千葉県市川市本北方２丁目28―２
破産者　秦光院こと　秦　　雲泰
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７０３号
東京都豊島区東池袋１―47―１　庚申ビルディング1001、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区南大塚２丁目42番９号　ソフィアビル１階
破産者　株式会社拓志企画
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７０４号
東京都豊島区東池袋２丁目21―６―302
破産者　湯本　厚志
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７５４号
東京都練馬区上石神井２丁目16番４号103号室、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区上石神井４丁目10番31号
破産者　株式会社良建
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７５５号
東京都練馬区関町東１―４―10―503、住民票上の住所東京都練馬区上石神井２丁目16―４―103
破産者　五十嵐　良
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７９８号
東京都中央区勝どき３丁目４番６号　ニューカツドきビル
破産者　金良食品株式会社
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７９９号
東京都中央区新富２丁目２―４　トミオハイツ
破産者　金田　悦弘
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８１９号
東京都千代田区九段南４丁目８番34号
破産者　有限会社ヘルス・プランニング
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８２０号
茨城県牛久市牛久町161―２
破産者　黒須由紀夫
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０７７号
東京都港区高輪２丁目16番28号
破産者　ＡＧエージェント株式会社
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３４９号
埼玉県飯能市大字永田527―２
破産者　陶山　富生
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３９１号
東京都墨田区錦糸１丁目２―５―207
破産者　大西　生子
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４４９号
東京都江東区塩浜２丁目11―６　新幸荘２―206
破産者　杉本　安子
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４５０号
東京都江東区塩浜２丁目11―６　新幸荘２―206
破産者　矢島　昭夫
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６５３号
神奈川県横須賀市米が浜通１丁目２―506
破産者　丹羽恵利子（旧姓磯崎）
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６５５号
東京都渋谷区本町３丁目48―21―908
破産者　山崎　公余（旧姓小泉）
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８６３号
千葉県松戸市常盤平４丁目８―15―201
破産者　炭火焼豚丸こと　宮本　貴幸
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９１４号
東京都大田区東矢口３丁目12―７
破産者　武山　やす
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部